

食料・農業・農村基本法の改正と 食品産業政策の展開方向

令和6年7月3日

農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部

目 次

1 食料・農業・農村基本法／基本計画	2
2 食料の合理的な価格形成	8
3 食品産業の持続的な発展	18
4 その他食品産業関連情報	24

1 食料・農業・農村基本法／基本計画

2

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）

背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
①「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
(2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業体の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
(2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

3

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①

現行	改正案
<p>(食料の安定供給の確保) 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</p> <p>2・3 (略) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(食料安全保障の確保) 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。</p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を發揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(食料の円滑な入手の確保) 第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

4

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②

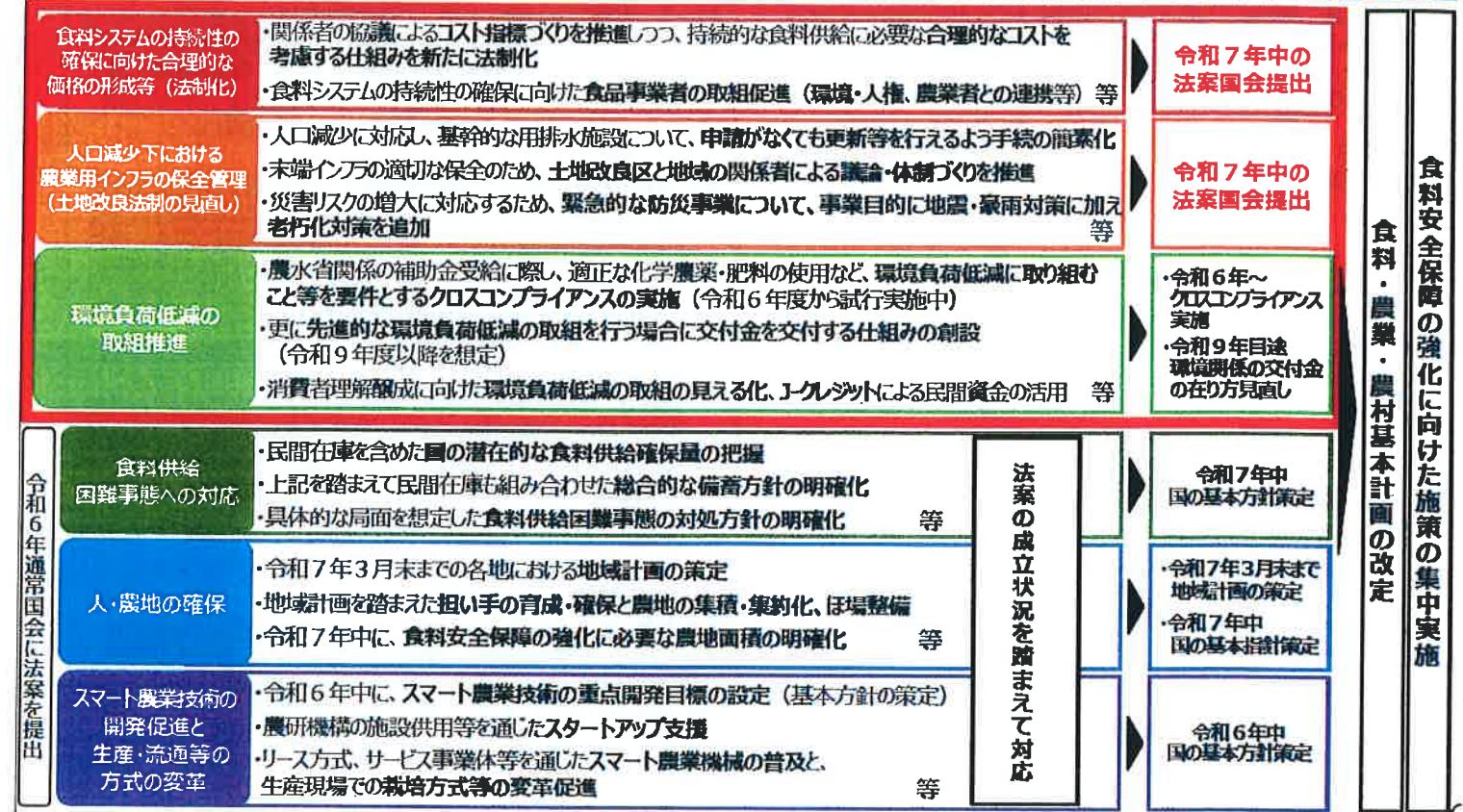
現行	改正案
<p>(食品産業の健全な発展) 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割的重要性に鑑み、その健全な発展を図るために、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(食品産業の健全な発展) 第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るために、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(不測時における食料安全保障) 第十九条 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(食料の持続的な供給に要する費用の考慮) 第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(不測時における措置) 第二十四条 国は、凶作、輸入の減少等の不測の要因により国内の食料の供給が不足し国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできる限り回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにするために、これらの事態が発生するおそれがあると認めたときから、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、備蓄する食料の供給、食料の輸入の拡大その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>

5

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

令和6年6月
食料安定供給・農林
基盤強化本

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、基本計画の改定を行う。
- また、基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つななど、食料安全保障の強化に向けて施策を集中実施。
- 合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。



次期食料・農業・農村基本計画の策定及び令和7年度予算編成に向けた提言（抜粋）

令和6年5月29日（自）総合農林政策調査会等

前文（抜粋）

本提言は、このように党が累次にわたり政府に提言してきた施策について、食料安全保障の強化等を図る観点から、新たな基本計画や令和7年度予算に盛り込むべき事項及び今後更に検討を深化させるべき事項を取りまとめたものである。

今回の基本法改正を真に実りあるものとするためには、生産現場を含め食料システムにかかわる関係者が意欲とやる気を持って経営や事業に取り組めるような施策を具体化し、実行していかなければならない。今後、初動の5年間は、こうした施策を集中的に実行していく「農業構造転換集中対策期間」であると考える。

提言事項（抜粋）

I 基本計画・令和7年度予算に盛り込むべき事項

1 食料の安定供給の確保

(4) 再生産を可能とする合理的な価格の形成

再生産を可能とする合理的な価格の形成の仕組みの必要性に対する国民理解の醸成、品目ごとに作成するコスト指標の検討、コスト指標を活用した価格形成方法の具体化などを進め、適正取引を推進するための仕組みについて、令和7年通常国会への法案提出に向けた検討を加速化すること。

(6) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

我が国の食料の安定供給と生産力の維持向上のためには、生産から消費に至る「食料システム」全体での取組が必須である。

システム強靭化のため、その重要なパートナーである食品産業と農業との協調・連携を進めるプラットフォームの構築や、地域先導食品事業者の選定などの諸施策を、戦略的目標を策定の上で進めること。同時に、「地域の食料システム」の再構築を通じて、生産拠点である地方の再活性化を進めること。

食品産業における原材料の国産化、フードテック等の新技術の活用、食品ロスの削減などを推進すること。

2 食料の合理的な価格形成

8

適正な価格形成に関する協議会

構成員

【生産者】

全国農業協同組合中央会 馬場 利彦 専務理事
全国農業協同組合連合会 齊藤 良樹 常務理事
日本農業法人協会 井村 辰二郎 副会長
中央酪農會議 隅部 洋 副会長

【製造業者】

食品産業センター 荒川 隆 理事長
日本乳業協会 沼田 一政 専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会 出田 安利 専務理事
日本加工食品卸協会 時岡 肇平 専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会 牧野 剛 専務理事
日本スーパー・マーケット協会 江口 法生 専務理事
全国スーパー・マーケット協会 島原 康浩 常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会 金丸 康夫 専務理事
日本惣菜協会 黒田 久一 副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会 二村 瞳子 常務理事
全国消費者団体連絡会 郷野 智砂子 事務局長
主婦連合会 田辺 恵子 副会長

【学識経験者】

九州大学 福田 晋 理事・副学長
宮城大学 三石 誠司 副学長

開催実績

月日	会合
8月 29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月 11日 20日 30日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定 第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月 17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月 27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月 15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会

9

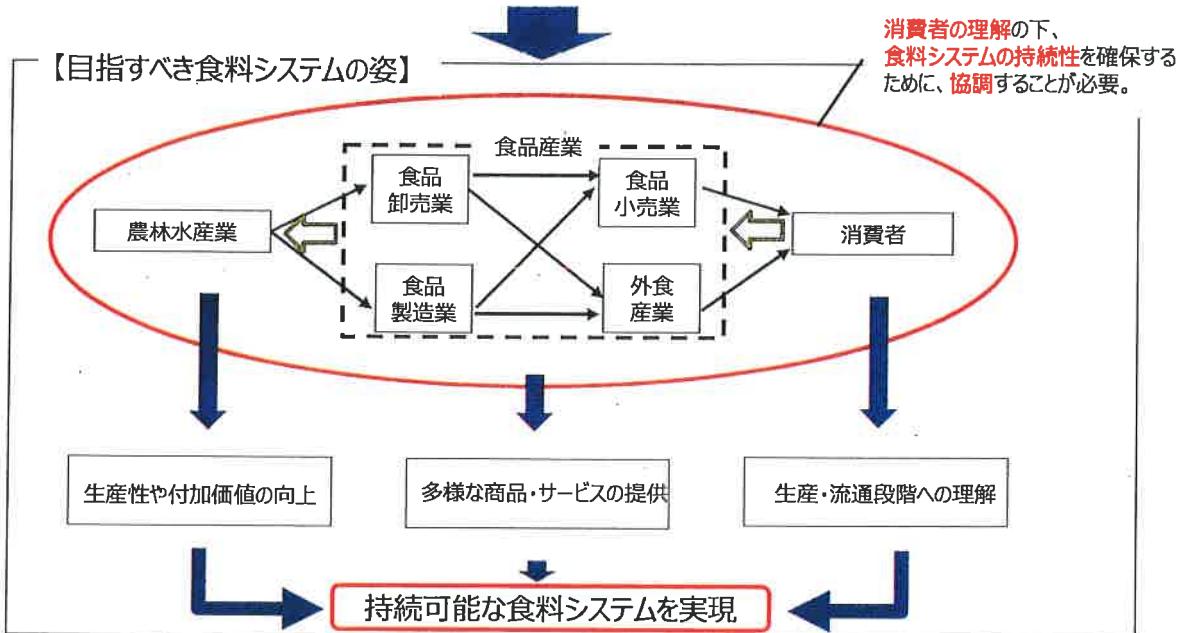
適正な価格形成による持続可能な食料システムの実現

【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【本協議会の目的】

生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議。



10

今後の検討方向（4月5日協議会）①

これまでの協議の状況	今後の検討方向
【価格形成の仕組みを設ける必要性】 <p>飲用牛乳と豆腐・納豆については、生産・製造・流通・小売いずれの段階においても、利益が取れていない状況も見られ、こうした状況が続ければ、持続的な供給が困難となるおそれ。</p>	<p>品目等の実情に応じて食料の持続的な供給を確保する観点から、価格形成の仕組みづくりについて検討。</p>
【コストデータの収集】 <p>消費者を中心とする関係者の理解醸成を図るために、各段階のコストを明確化することが必要。 各段階におけるコストデータの収集はそれぞれ以下の方法で行うことを検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産段階：公的統計データ以外のデータも活用 ②製造段階：団体での取りまとめ方式 ③小売段階：商品ごとの整理に拘泥せず、コストを捉える 	<p>品目ごとに各段階の取引価格やコスト構造等について実態調査を実施。 企業情報の取扱いを含め、各段階におけるデータ収集の課題等を検証。</p>
【コスト指標の作成・活用方法】 <p>各段階の関係者の合意の下で「コスト指標」を作成。 コスト指標を活用して価格交渉等を行う具体的方法として、以下のような方式等を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動改定方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、コスト指標に連動する形で価格を改定 ②参考改定方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、コスト指標を参考として価格を改定 ③再交渉方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、価格改定について再交渉 	<p>コスト指標について、作成主体や価格交渉における活用方法等、具体的に検討。</p>

11

今後の検討方向（4月5日協議会）②

これまでの協議の状況	今後の検討方向
<p>【価格形成や取引における課題】</p> <p>(1) 価格形成において、コストが考慮されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客を目的とする特売の対象になりやすい。 ・同業他社との競争環境が価格に最も影響するなど、製品単品では利益を考えない販売が行われる。 ・消費期限が短く、廃棄のリスクが高いこと等から、他の食品に比べて小売側の粗利がが高いケースがある。（豆腐・納豆） ・取引の各段階において、消費者の認識する値段から逆算した価格設定がなされやすい。（飲用牛乳） <p>(2) コストが上昇しても価格交渉を構動的に行うことができない。価格交渉を行い、合意に至るまでの間にタイムラグが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格交渉の時期がほぼ決められており、その時期に集中して商談を実施している。それ以外の時期は、交渉はしづらい状況にある。 ・交渉のタイミングが非常に掴みづらい。 ・コストが上がる時期と、店頭価格が変わる時期との間にギャップがある。 <p>(3) 取引において生ずるリスク等を売り手側が負担している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪天候の影響に伴う納期延期でもペナルティを課される。 ・特売の見込みが外れた場合、そのリスクをメーカー側が負うケースが多い。 ・コスト削減分を上回るセンター手数料を要請される。 ・販売促進効果等に見合わない協賛金（リベート）を要請される。 	<p>所得増と成長の好循環への新たな経済への移行を念頭に、適切な価格転嫁を新たな商習慣としてサプライチェーン全体で定着させるよう、政府全体の取組と歩調を合わせながら検討。</p> <p>農産物・食品の価格形成について、需給事情と品質評価によることを基本としつつ、食料の持続的な供給を図る「合理的な費用」が「考慮」される仕組みについて、法制化も視野に検討。</p> <p>検討に当たっては、これまでの協議を踏まえ、以下のような実情を十分考慮。</p> <p>(1) 採算を度外視した価格設定が継続してなされる場合や、生産・製造コストにかかわらずそれ以外の要素で納入価格が決定される場合があり、価格決定において納入価格が低く抑えられやすい。</p> <p>(2) 原材料費や製造コストが上がっても、価格交渉を構動的に行うことができない。</p> <p>(3) 取引上の立場が弱い側が取引条件として一方的に負担を強いられる。</p>
<p>【消費者の理解醸成】</p> <p>消費者にも値上げに対する理解を得るために、各段階のコストを明確化。併せて、付加価値の向上を推進。</p>	<p>品目ごとのコスト実態調査等を通じて、費用の明確化を検討。併せて、国産原材料の活用や、有機農産物等を通じた環境負荷の抑制等により付加価値の向上を検討。</p>
	12

4月5日協議会での主な意見

1 生産者

- (1) デフレマインドから一步進むには今。適正な価格転嫁を新たな商習慣として定着させるため、需給と品質を基本としつつも、合理的な費用が考慮される仕組みについて、議論を積み重ねることを要望。（全中・馬場委員）
- (2) 本協議会の設置自体が大きな成果。どこかにしわ寄せが発生しないような仕組みとなるよう議論を。サプライチェーン全体で一体感のある取組を要望。（全農・齋藤委員）

2 製造業者

- (1) 今までの議論を踏まえ、論点が整理されたと認識。今後、法制化も含めどのように実効性ある措置を構していくのか議論することを要望。（食品産業センター・荒川委員）。

3 流通業者

- (1) 新たなルールをサプライチェーンの当事者間で合意し、価格交渉の前提とする必要。それぞれのコストを指標化し、「見える化」することが重要。法制化の方向としては、自由な競争原理を阻害しないことやサプライチェーン全体の生産性向上を目指していくことなどに留意する必要。（日本加工食品卸協会・時岡委員）
- (2) 需給・品質で決まるのが基本としつつコストを考慮するためには、需給がキチンと調整されているかについても考慮が必要。価格形成だけでなく、生産者段階に対する支援の検討も必要。（全国中央市場青果卸売協会・出田委員）

4 小売業者

- (1) 議論の出発点は特定品目に関する供給の持続性。法制化に際しては、品目が無間に広がらないよう歯止めが必要。（日本チェーンストア協会・牧野委員）
- (2) 農産物の価格は相場で決定。小売は、相場に従って購入しているが、何をすべきかを明確に。食品の価格は競争環境に左右される状況。関係者が集まって課題認識を共有し、議論することは重要。（日本スーパーマーケット協会・江口委員）

5 消費者

- (1) 需給・品質が基本と再確認した上で、今後、合理的な費用が考慮される仕組みについて分かりやすく示すことを要望。新たな商慣習を定着させるため、必要最小限の仕組みは必要。（日本生活協同組合連合会・平野委員代理）
- (2) 消費者は、価格だけでなく、美味しさ、安心・安全、利便性、社会貢献といった様々な価値に着目。嘘やごまかしのない真摯な表示が必要。消費者とそれ以外の関係者が対立するのではなく、信頼関係の構築が必要。（全国消費者団体連絡会・郷野委員）

調査目的

- ・ 燃油・肥料・飼料等の価格が高騰する中、安定的な食料供給を実現していくためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等の各段階の持続可能性を確保していく必要。
- ・ 生産者、集出荷団体、仲卸業者、小売業者等を対象に各段階での取引価格等を把握し、その結果を用いて多様な流通におけるコスト構造等の実態を把握することにより、適正な価格形成に向けた検討に資することを目的として実施。

対象品目（案）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ○ 米、大豆、小麦 | ○ 野菜（ピーマン、大玉トマト、キャベツ等） |
| ○ 果実（みかん、りんご等） | ○ 茶 |
| ○ 飲用牛乳、鶏卵、食肉（牛肉、豚肉、鶏肉） | ○ 加工食品（豆腐・納豆、こんにゃく等） |

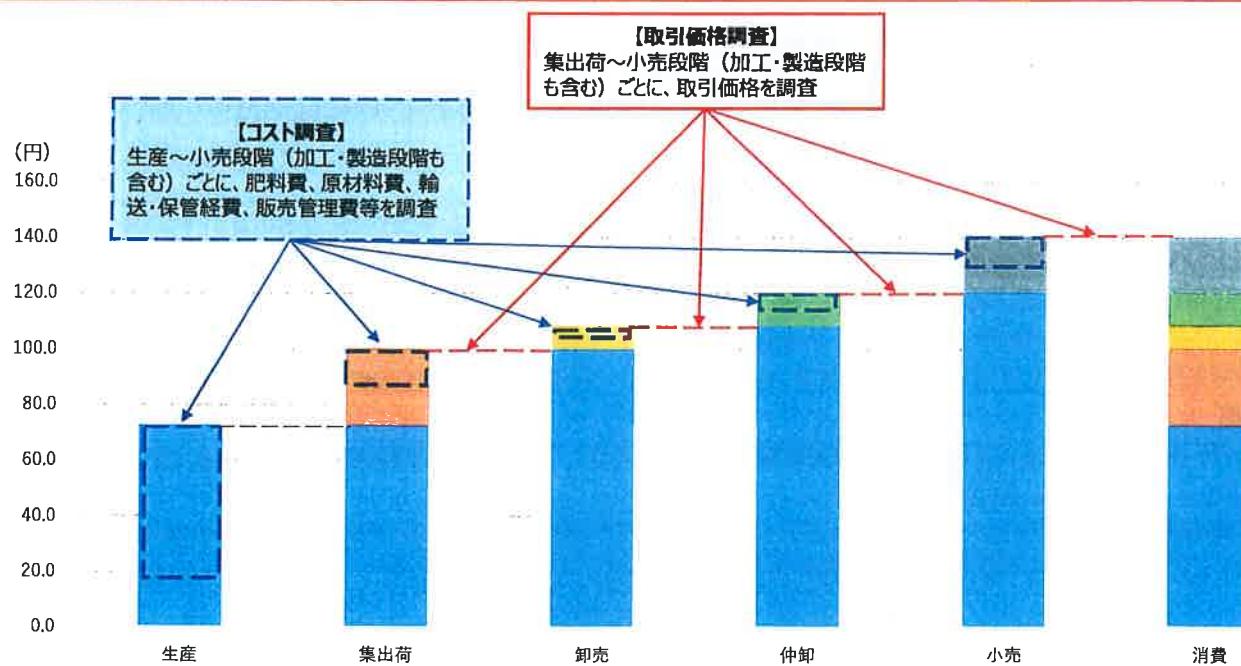
調査項目

- ・ 生産者段階：生産費統計が実施されていない品目（野菜、果実、鶏卵等）
生産に要する経費（雇用費、種苗費、肥料費、光熱動力費等）
- ・ 集出荷団体、卸売業者、小売業者等段階：
取引数量、取引金額、輸送費・保管経費等の総額等
- ・ 加工・製造業者段階：加工用野菜、加工食品等
加工・製造段階に要する経費（原材料費、販売経費、販売管理費等）

注）各段階において、**価格交渉や契約における課題把握に関する調査**（取引実態調査）も同時に実施。

適正な価格形成に向けたコスト等に関する調査（令和5年度補正予算事業）②

- 各段階の取引価格について、農林水産省統計部において行っている「食品流通段階別価格形成調査」等を参考に、取引の金額や数量の総計から調査予定。
- また、各段階ごとのコストも調査予定。



コスト構造の把握を通じ、「適正な価格形成に向けた検討」を推進

フェアプライスプロジェクト（適正な価格形成に向けた消費者理解醸成）

- 消費者をはじめとするフードチェーンの各段階の関係者に対して、インターネットや店頭サイネージなどを活用し、食品の生産・流通に関わる実態並びに生産資材、原材料等のコスト高騰の状況及び背景についてわかりやすく伝える広報を行い、各段階での適正な価格形成に向けた環境を整備。
- コンセプト「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。」

○特設サイト

制作した各種コンテンツ（動画）を農林水産省のHPに掲載。アンバサダーにお笑い芸人のなかやまきんに君を起用。



○体験学習の様子（動画）

親子を対象に、酪農体験を通じて、食品の値段について考えて頂くイベントを開催。また、その様子をYouTubeでも配信中。



○生産者インタビュー動画

生産者等のインタビューを通じて、コストが上昇している生産現場の窮状に加え、こうした状況に対応策を講じる頑張りなども発信。



○ アニメ作品とのコラボレーション

『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））と親子や若者向けに食品の値上げ等の背景について、端的に分かりやすく伝える動画を制作し、YouTubeで配信中。

各団体のHPに当プロジェクトのリンク掲載を積極的にお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/index.html>



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版

令和6年6月21日 開議決定

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）<抜粋>

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（1）賃上げの促進

農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（4）農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 <抜粋>

VI. GX・エネルギー・食料安全保障

2. 食料安全保障

（1）食料安全保障の強化

③ 合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築

生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

3 食品産業の持続的な発展

18

食品産業の持続的な発展に向けた検討会

構成員

【生産者】	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会 日本農業法人協会	馬場 利彦 桑田 義文 紺野 和成	専務理事 代表理事専務 専務理事
【製造業者】	食品産業センター 明治HD株式会社	荒川 隆 古田 純	理事長 取締役専務執行 役員CSO 相談役
	株式会社一ノ蔵	浅見 紀夫	
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会 日本加工食品卸協会 食品等流通合理化促進機構 全国青果卸売協同組合連合会 全日本トラック協会	出田 安利 時岡 肇平 村上 秀徳 井出 祐久 若林 陽介	専務理事 専務理事 会長 専務理事 理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会 日本スーパー・マーケット協会 全国スーパー・マーケット協会	牧野 剛 江口 法生 島原 康浩	専務理事 専務理事 常務理事
【外食・中食業者】	日本フランチャイズチェーン協会 日本フードサービス協会 日本惣菜協会 日本べんとう振興協会	大日方 良光 金丸 康夫 今里 有利 嵯峨 哲夫	専務理事 専務理事 副会長 専務理事
【消費者】	日本生活協同組合連合会 全国消費者団体連絡会 主婦連合会	二村 瞳子 郷野 智砂子 柿本 章子	常務理事 事務局長 副会長
【スタートアップ】	株式会社UnlocX 株式会社スペックホールダー DAIZ株式会社	田中 宏隆 大野 泰敏 杉山 浩司	常務執行役員 代表取締役社長 顧問 (戦略・海外担当)

開催実績

月 日	会 合
8月 31日	第1回 食品産業の持続的発展に向けた 検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的発展に向けた 検討会

19

検討事項

食品産業をめぐる現状と情勢の変化

国内外のマーケットの変化

- 我が国人口の減少
2008年をピークに減少、高齢化率29%（2020年）
- 世界人口の増加
約60億人（1999年）→ 80億人を突破（2022年）
- 主要国の飲食料マーケット規模は、2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測

マーケットをめぐる国際的な動き

- SDGs（持続可能な開発目標）等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展

ビジネス機会の拡大

- 我が国農林水産物・食品の輸出の拡大
3,402億円（2003年）→ 1兆4,140億円（2022年）
- 食品産業の現地法人数
926社（2012年）→ 1,303社（2021年）
- フードテックを活用した新たなビジネスの創出

食料輸入をめぐる情勢の変化

- 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
- 世界の農林水産物輸入における我が国のプライスマーカー的地位の低下
- 世界の食料輸入における我が国のシェア低下

人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化

- 他産業と比べて低い労働生産性
- 食品企業数の減少、小規模企業が大半
- 経営者の高齢化・後継者の不在
- 外国人労働者数の増加
- 物流の2024年問題

検討事項

- 国際的なマーケットに向けた取組（環境等配慮）
環境や人権に配慮した原材料調達、栄養や健康に配慮した食品の供給、製造等における環境負荷低減 等
- 世界の食市場の確保（安保）
日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出拡大 等
- 新たな需要の開拓（安保）
新技術の活用、新ビジネスの育成、多様な業態との連携 等
- 原材料の安定調達（安保）
国産原材料の利用促進、農業と食品産業の連携強化、原材料調達の多角化 等
- 食品産業の生産性向上（人口減少）
AI、ロボット等の活用、付加価値の向上 等
- 食品産業の事業継続・労働力確保（人口減少）
事業承継の円滑化、中堅規模以上の企業の育成、外国人労働者の確保 等
- 食品分野の物流効率化（人口減少）
パレット、トラック予約システム等の活用 等

20

今後の進め方①

- 食品産業をめぐる課題は、環境、人権等のように国際的な評価に関わる、海外展開、フードテック、原材料の安定調達等の中長期的に影響を及ぼす、生産性の向上、事業継続、物流等のように関係事業者間の協調等が必要等、多様な状況。
- 課題の性格や進捗状況等も考慮しながら、各課題にどのようにアプローチしていくのか、合意形成できるよう議論。

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
1 環境、人権、健康・栄養 <ul style="list-style-type: none">気候変動・生物多様性や人権、健康・栄養は、食料システム全体で取り組む必要。国際的にも評価・資金調達等、影響の幅広が大きい課題。現状では国際的な評価は低位。	<ul style="list-style-type: none">環境負荷の軽減、食料安全保障等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。
2 海外展開・輸出拡大 <ul style="list-style-type: none">各国の規制等への対応は政府レベルでの取組が不可欠。食料安全保障を進める上では、海外市場の取込みは必須。特に海外展開は、他の製造業に比べても低位。	<ul style="list-style-type: none">これらの課題には国際的なルール形成など海外の動向が大きく影響。 企業価値を含めた国際的な我が国の評価、食料安全保障の確保を含めた中長期的な影響等への考慮が必要。
3 フードテック <ul style="list-style-type: none">各国での投資が活発化。研究、商品化等のオープンイノベーション、資金面での関係業界との連携等、中長期的な対応が必要。現状では国際的に後塵を拝する状況。	<ul style="list-style-type: none">このため、国としての対応方針を示し、国がイニシアティブをとって、ルール形成に積極的に関与。 その上で、国内の食品企業に対して、必要な支援を講じつつ、自主的な取組を促進。
4 原材料の安定調達 <ul style="list-style-type: none">農業との連携強化、国産原材料の利用促進等、食料安全保障を強化する上で不可欠な取組。輸入原材料調達の多角化と併せて、今後強力に推進することが必要。	

21

今後の進め方②

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
<p>5 生産性・付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none">○ 人口減少が進む中、ロボット・AI、デジタル化、物流効率化等、関係業界が協調して開発・投資を進める取組が必要。○ 特に食品産業の大半を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。	<ul style="list-style-type: none">○ 食料安全保障、人口減少社会等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。
<p>6 事業継続・労働力確保</p> <ul style="list-style-type: none">○ 経営層の高齢化、人口減少が進む中、中小企業から中堅企業への関係業界の構造強化、外国人材を含む労働環境の透明化等が必要。○ 特に食品産業の大半を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。	<ul style="list-style-type: none">○ これらの課題は、個社の判断のみに任せていっては対応が進まないもの。関係業界での協調した投資・将来展望、物流業界との利害調整・協調した取組等の必要性への考慮が必要。
<p>7 物流</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食品産業のみならず物流業界を含めた全体最適が求められる課題。その実現のためには、今後、計画的で大きな投資が不可欠。○ 物流2024年問題を端緒に、取組が始まったばかりの状況。	<ul style="list-style-type: none">○ このため、食料システムの持続性を確保する観点から、国も一定の関与をしつつ協調して対応する食品企業の取組を評価し、必要な支援を講じつつ、自主的な行動や取組を促進。

22

食品産業の持続的な発展と食料システムの強靭化に向けた計画的な取組の強化について（提言）

令和6年5月23日（自）食料産業政策委員会等

前文（抜粋）

- 国民への食料の持続的な供給と食料安全保障を確保するためには、農業と食品産業が「食料システム」の一員として協調して取組を進め、それが適正な利潤を上げながら、学び合い高め合うwin-winの関係を構築しなければならない。
- 今こそ、農業と食品産業が連携して農産物の安定生産と安定調達の好循環を実現し、様々な関係者を取り込んだ「地域の食料システム」を再構築することにより、食料安全保障を確実にしていくことが期待される。
- 今後10年単位で、食品産業の持続的な発展を通じて「食料システム」を強靭化すべく、その第一歩として、以下の施策を重点的に講じることを提言。

提言事項

1 農業と食品産業の連携や地方創生の推進に向けたプラットフォームの構築

「食料システム」の中核となる農業と食品産業の連携・協業を推進し、一次加工処理済みの野菜等の原料農産物の供給体制を強化するとともに、地方の雇用、所得創出等、地方創生を促進するため、双方の関係者が幅広く参加するプラットフォームを構築した上で、次のような多様な取組を促す施策を講じる。

- (1) 加工食品の原材料の供給元と需要先として、「安定生産」と「安定調達」を図るための関係構築
- (2) 生産技術への助言、出荷の簡素化への協力等、食品産業から農業への「関与」の促進
- (3) 農業と食品産業との協業を進めるための「出資関係」の構築
- (4) 効率的な流通の実現や外食における自主的な产地表示の促進、有機農産物の活用による付加価値向上等、食品流通や外食を含む幅広い連携の取組

2 地域先導食品事業者の取組に対する支援

食料システムの強靭化を高める本取組に円滑に着手するため、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）が、一定の地域的なまとまりの下で、農業者や農業団体とwin-winの関係で、連携・協業する取組に対し、計画的な支援の仕組みを検討する。

この検討に当たっては、中長期的な視点から、地域先導食品事業者による業界再編・グループ化等、業界構造の再構築を推進するとともに、厨房や総菜ロボット等の機械産業や、受発注等に関わる情報処理システム等のIT産業等を含む幅広い関連産業との連携強化も推進する。

3 食品産業の成長促進

地域の食品産業の事業拡大を図り、食品産業の海外展開を積極的に促進することにより、将来的には売上高100億円規模への成長を視野に入れて取り組む。

4 関係省庁との連携・予算・組織の拡充

食料システムの強靭化に向けて、農林水産省はもとより、中小企業庁等関係省庁の協力も得て、明確なビジョンと長期的な視点を持って政府全体で計画的に取り組むとともに、関連する予算・組織の大幅な拡充を図る。

23

4 その他食品産業関連情報

24

食品アクセスの確保に関する支援策

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

- 買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要。
 - こうした者への食料提供については、これまで、ラストワンマイル物流や、フードバンク、こども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、こども食堂等の活動への更なる支援が必要。
 - 本パッケージでは、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめ、地方自治体や民間事業者等に活用いただくことで、地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進するものとする。
- (※)各種支援策は様々な観点からの支援を含むが、本パッケージでは、上記趣旨を鑑み、買物困難者・経済的困窮者等への食料支援という観点から整理した。

経済的アクセス関係支援策

物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策

食料運搬に関する体制づくり

移動販売等の拠点となる施設の整備

○円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり

※買物困難者対策としても活用可
地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制を構築

○食料支援等の取組を通じたつながりづくり

孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりを創出

○食品の寄附等を促進するための仕組みづくり

フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた仕組みを構築

ラードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

移動販売等で店舗を届ける

○自治体による食料提供に向けた取組への支援

自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援

○フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援

食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に向けたフードバンクの新設・取組拡大を支援　食品ロス削減の推進の観点から、地方自治体におけるフードバンク活動や、広域連携等による未利用食品の提供を行うフードバンクを支援　など

○こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援

食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に向けたこども食堂等の新設・取組拡大を支援　ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援　生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成　など

ラードバンク、こども食堂等による食料提供

移動販売車の導入に向けた支援

ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実証・導入を支援

○地域等の連携支援

買物困難地域において取り組む移動販売等の取組を支援

過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援

商品を届ける

○ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援

過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援　など

○デジタル技術を駆使した配達支援

地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援

自動配送ロボットによるサービスモデルを支援　など

食品アクセスの状況や対策事例等

○食品アクセスポータルサイト等での情報提供

「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

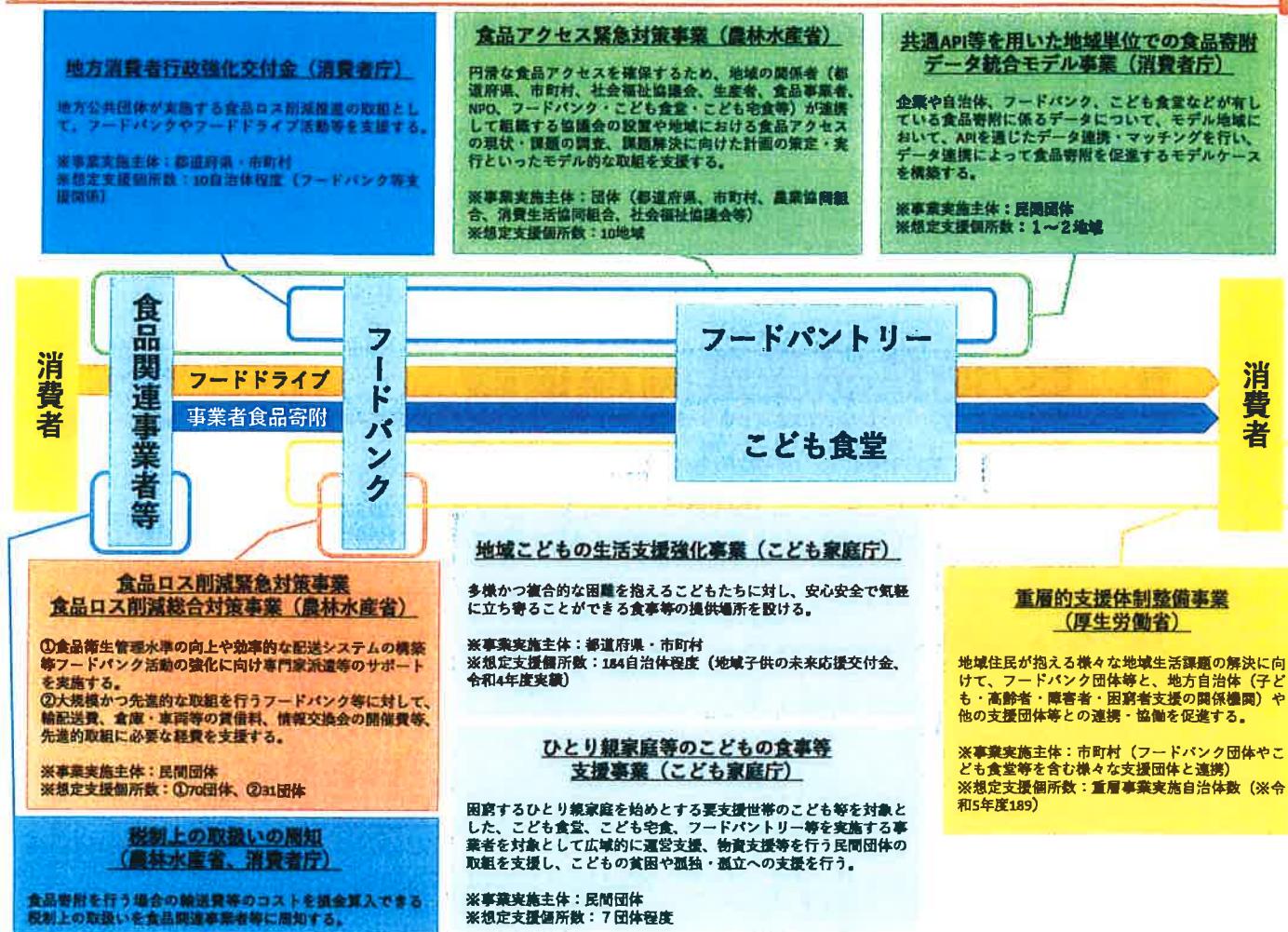
○政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付

○国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

25

フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援

消費者庁HPより抜粋



26

食品寄附等に関するガイドライン（仮称）の考え方（概要）

1. 作成の趣旨・目的

令和6年5月9日第1回 食品寄附等に関する官民協議会

- 食品ロス削減推進法前文において、「まだ食べができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされており、同法第19条においては、国・地方公共団体においてこうした活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとされている。
- その上で、昨年末に、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中では、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者・仲介者（フードバンク団体、フードパンツリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされたところ。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参考しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようるために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会の形式により作成する。

2. ガイドラインの対象範囲

- ガイドラインの対象となる者 ①寄附者（事業者・行政・個人）、②ファシリテーター（マッチング）、③フードバンク、④フードパンツリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定
- ガイドラインの対象となる活動 食ロス法を念頭に置きつつ、福祉等との連携、実費を徴収するケース、有事提供なども対象となり得る。
- ガイドラインの対象となる食品 現状の常温保存品に限らず、ニーズの高い冷蔵・冷凍品の提供も含む。

3. ガイドラインの記載項目

- 総論部分 ガイドラインの目的と対象範囲、定義、関係者の役割と責務、関係法令の適用関係、保険の活用、データ・システム活用などの項目を想定
- 各論部分 主体ごとに、それぞれが整備すべき体制、ガバナンス、提供先・提供元の選定、契約上の留意点、衛生面等の管理、提供時の注意、事故時の対応、情報管理・財務管理、国・自治体等による支援・連携、中長期的課題などの項目を想定

（参考とする既存のガイドライン・手引き等）（※現時点のもの）

- 行政作成 「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省）、「フードドライブ実施の手引き」（環境省）、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（厚生労働省）、「国の災害備蓄用食品の有効活用について」（関係府省庁）、「子供食堂スタートブック」（東京都）、「生鮮食品ロス削減活動の手引き」（福岡県等）等
- 民間作成 「食品寄附ガイドラインに関する検討報告書」（子どもスマイルソリューションズ・プロジェクト一般社団法人サステナブルフードシェン協議会）、「子ども食堂あんしん手帖」（広がれ、こども食堂の輪！推進会議）、「始めよう！フードパンツリー」（埼玉フードパンツリーネットワーク）等
- 海外作成 「食品の寄附に関するEUガイドライン」（欧州委員会）等

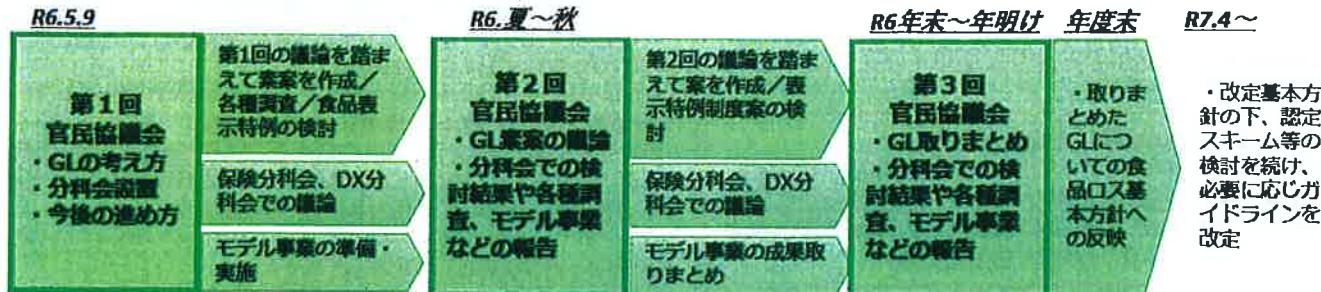
27

官民協議会の今後の進め方（案）

- 年度内に「食品寄附等に関するガイドライン」第一版を作成し、その趣旨を本年度中に改定予定の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に盛り込み、その後も、認定・認証制度等の検討や積み残した課題について検討し、ガイドラインを必要に応じて改定することとしてはどうか。

今後の想定される段取り

令和6年5月9日食品寄附等に関する官民協議会



モデル事業など

- ガイドラインを実効性あるものとするため、ガイドラインの考え方等に沿った形でのモデル事業を実施、そのフィードバックを図りガイドライン案に反映する。（※モデル地域は事務局で選定）
- 別途、DX分科会においても、「共通API等を用いた地域単位での食品寄附データ統合モデル事業」に基づくモデル事業を実施予定。
- 食品寄附等を進める上で特に力技となる点（物流との連携、フードシェアリングビジネス等との連携、企業版ふるさと納税の活用など）について、今後個別にヒアリングや調査等を行うことも検討する。

28

荷主と物流事業者との取引に関する調査（令和6年6月6日公正取引委員会）

- 公正取引委員会は、令和5年度における荷主と物流事業者との取引公正化に向けた調査の結果を公表。
- 調査結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあるあつた荷主573社（687件）に対して注意喚起文書を送付。取引の改善を要請。
- 注意喚起文書を送付した荷主の上位3業種は「協同組合※」「食料品製造業」「飲食料品卸売業」。

※主に農産物、林産物及び水産物の販売事業等を営む協同組合

○注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳

業種名 (2)	荷主数	割合
製造業 (大分類)	265名	46.2%
食料品製造業	40名	7.0%
織物・土石製品製造業	28名	4.9%
化学工業	21名	3.7%
金属製品製造業	18名	3.1%
プラスチック製品製造業	17名	3.0%
生産用機械器具製造業	17名	3.0%
卸売業、小売業 (大分類)	124名	21.6%
その他	178名	31.1%
飲食料品卸売業	34名	5.9%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32名	5.6%
その他の卸売業	32名	5.6%
機械器具卸売業	31名	5.4%
その他の小売業	15名	2.6%
その他	34名	5.9%
協同組合	130名	22.7%
農業	53名	9.2%
総合工事業	11名	1.9%
その他	55名	9.6%
合計	573名	100%

○注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳

行為類型	件数	割合
買いたたき	239件	34.8%
代金の減額	142件	20.7%
代金の支払遅延	117件	17.0%
不当な給付内容の変更及びやり直し	106件	15.4%
不当な経済上の利益の提供要請	45件	6.6%
割引困難手形の交付	31件	4.5%
その他	7件	1.0%
合計	687件	100%

(注) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は注意喚起文書送付先の荷主数573名とは一致しない。

出典：公正取引委員会プレスリリース資料（令和6年6月6日）

29

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公取委）

- 発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会作成）
- 公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること。
- ②経営トップが書面等の形に残る方法で社内外に示すこと。
- ③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、受注者が取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じて考え方を提案すること

受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動（割愛）

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成・発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

30

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針のフォローアップ

- 3月13日の政府と労使の代表による「意見交換」の際には、岸田総理から「指針」のフォローアップ調査の実施を指示。

岸田総理発言（抜粋）

本日は、春季労使交渉の集中回答日であり、経団連会長から、多くの大手企業で、昨年を大きく上回る水準の回答が出たとの御報告がありました。昨年を上回る力強い賃上げの流れができていることを心強く思います。

30年続いたコストカット型経済からよいよ次のステージに移行していくために、良い動きを確認できたと思います。

その上で、中小企業関係団体などの皆さんからは、賃上げを予定している中小企業は昨年より増えているが、大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵となるとの発言がありました。正に、中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切です。

政府としては、このような賃上げの流れを継続できるよう、あらゆる手を尽くしてまいります。

まず、下請法違反行為については、勧告を含め、厳正に対処していきます。

また、公取委員長から報告がありましたが、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施するとともに、取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき事業者名を今月中に公表することをお願いいたします。

加えて、昨年11月に策定した労務費指針の下、特に対応が必要とされている22業種について、各省庁は、本日の村井官房副長官の中間報告も踏まえ、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等について加速をお願いします。

そして、賃上げの地方への波及に向けては、厚生労働大臣は、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップも含め、お願いいたします。

デフレ完全脱却のチャンスをつかみとるため、これから正念場です。労使の皆さんの総力を挙げた協力をお願いいたします。



出典：首相官邸HP（2024.3.13）
「政労使の意見交換会」

令和6年度予算成立後の岸田総理記者会見（令和6.3.28）での発言（抜粋）

国民の皆様に物価高を乗り越える二つの約束を明確に申し上げます。

まず、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現します。そして、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させます。

31

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」

- 公正取引委員会は、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を令和6年5月30日から開始。
- 事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップ、令和5年度の特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表の対象となった事業者10名の価格転嫁円滑化の取組に関するフォローアップなどを内容とするもの。

調査手法、スケジュール等

<書面調査>

- ・11万の事業者に対して調査票を発送
- ・令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名（うち食料品製造業249名、飲食料品卸売業223名、飲食料品小売業167名）の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認
- ・調査票が届いていない事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しており、事業者から積極的な情報提供が可能（https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html）特設ページによる回答受付期間：令和6年6月7日（金）～令和6年7月8日（月）
- ・調査内容：受注者・発注者の双方の立場で回答

①独占禁止法Q&Aに基づく価格転嫁の状況 ②労務費指針に基づく事業活動の状況 ③インボイス制度に関する取引の状況

<立入調査>

- ・書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施

<取りまとめ>

- ・問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を探るとともに、令和6年内を目途に調査結果を取りまとめ

32

《参考》「パートナーシップ構築宣言」

中小企業庁作成の資料に一部加筆

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題
①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ



※中央協議会会員企業の宣言状況（R6.6.11時点）

28社/39社（うち役員企業：13社/17社）

前総会（R6.2.20）から4社（1割）増

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催
・第5回は2023年12月21日に開催。

33

「カスタマーハラスメント」をめぐる動き

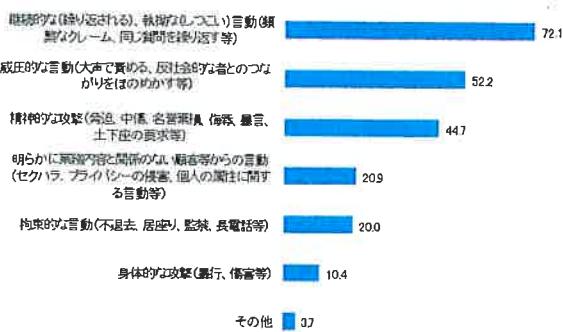
- 顧客等からの不当・悪質なクレームは、従業員に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースも見られるなど、企業や組織に金銭、時間、精神的な苦痛等、**多大な損失**を招くおそれ。
- 与党では提言を取りまとめ。（自民党（5月14日）・公明党（5月24日））

カスタマーハラスメントに関するこれまでの取組

出典：厚生労働省資料を基に、農林水産省で作成。

- 令和2年
パワハラ防止指針に顧客等からの著しい迷惑行為に関して、事業主が行うことが望ましい取組を規定。
- 令和4年
カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成。

顧客等からの著しい迷惑行為の該当事案の内容（複数回答）



（対象：過去9間に顧客等からの著しい迷惑行為に該当すると判断した事案があった企業（n=1,880））

出典：厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」（令和6年5月）

自民党提言（令和6年5月14日）（抜粋）

1. カスタマーハラスメントの定義

カスタマーハラスメントに該当すると考えられる一定の範囲を明確化し、カスタマーハラスメントを定義。

特に**労働者の視点**で著しい迷惑行為を明確にするため、代表的な事例を観察分析。その上で、企業・業界団体における対策や消費者教育を強化。

2. 労働者保護の強化

労働者の就業環境が害されないよう、企業として必要な体制整備など**雇用管理上の必要な措置を義務付ける法整備等**、労働者保護対策を強化。

3. 企業における顧客や取引先等への対応に関する支援強化

厚生労働省作成の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を基に、企業や業界団体において独自のマニュアルの作成、警察等との連携体制の整備等の動き。企業において、従業員の顧客対応に関する研修を強化等。

その際、中小・零細企業や、業界団体による一體的な取組に対する政府の**支援を強化**。

4. 消費者の権利と責任の正しい理解の促進強化

国民が、消費者の権利と責任について正しく理解し、責任ある消費者としての行動をとれるようにするために、**消費者教育を強化**。

自爆営業への問題提起（令和6年5月31日規制改革推進会議決定）

規制改革推進に関する答申（令和6年5月31日規制改革推進会議決定）より抜粋

○ 「自爆営業」の根絶

<基本的考え方>

使用者が、労働者に対し、当該**労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること**（以下「自爆営業」という。）は、労働者に経済的損失や精神的苦痛を与える行為であり、多くの分野で**長年発生している社会的問題**であり、また、社会全体として、高生産性企業への労働移動の円滑化を促す観点からも、**根絶する必要**がある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- 厚生労働省は、自爆営業に係る関係法令上の論点を整理した上で、労働基準法、労働契約法(平成19年法律第128号)及び民法（明治29年法律第89号）上違法となり得る自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例を明確に示す。また、上記の内容や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを作成する等、企業及び労働者の双方に周知を行う。
- 厚生労働省は、職場における自爆営業に関連する使用者等の言動がパワーハラスメントの3要素（①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの）を満たす場合は、パワーハラスメントに該当する可能性があることに鑑み、使用者及び労働者にその旨を周知する観点から、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワハラ防止指針」という。）の改正について労働政策審議会において検討を開始する。
- 厚生労働省は、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動について**労働者等から相談**が寄せられた場合、パワハラ防止指針に定める事業主の雇用管理上講すべき措置について、必要と認められるときは、**当該事業主の方針等の明確化**及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための**体制整備**、発生後の**迅速かつ適切な対応**といった必要な方策を講ずるよう、労働基準法に基づく助言・指導を行うこととする。
- 自爆営業の発生原因が業界等の風習や慣習にある場合があることや、事業所管府省が自爆営業の実態について直接的に把握することが必ずしも容易ではないことを踏まえ、厚生労働省は、自爆営業に関連して生じた**労働問題の相談**について、その件数や相談内容を業界別に整理した上で、当該業界に係る自爆営業の抑止に資するよう事業所管府省に**情報共有**する。
- 事業所管府省は、厚生労働省と連携し、dの情報共有を受けた場合は、必要に応じて、当該業界等の風習や慣習の是正その他の自爆営業を抑止するための取組を府省横断的に**推進**する。

紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応

今回の事案を踏まえた当面の対応 II 今回の事案を踏まえた今後の対応

令和6年5月31日関係閣僚会合

食品衛生法上の出荷の対象となる製品の特定

- 回収命令の対象となった3製品と同じ原材料を使用している製品について各企業に自主点検を依頼
- この3製品を除いて、食品衛生法第6条第2号に該当しないことが確認された

① 健康被害の原因の充実

- 令和6年5月末の状況は以下のとおり
 - 健康被害が多く報告されている製品の原剤ロットに、ブルーリンKのはか2つの化合物(C28H42O8、C28H40O7)が含まれる。また、2つの化合物はモナコリンKと基本骨格が類似
 - 工場内の酵母ビ(Penicillium adametzioides)が、培養段階で混入し、コメ培地を栄養源としてブルーリンKを産生したと推定
 - 酵母ビが紅麹菌との共培養により、モナコリンKを修飾して2つの化合物が生成されたと推定
 - ブルーリンKについては腎障害が確認されたが、2つの化合物については、引き続き、動物実験においてこれらの寄与度を確認することが必要

② 今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方の検討

- 機能性表示食品として届け出されている約7,000件の製品について、医療従事者からの健康被害情報の有無等を届出者に回答するよう依頼
- 消費者庁に報告を要することとなる「健康被害の発生及び拡大のおそれがある」場合には、短期間に特定の製品への症例の集積がみられる状況が考えられるが、今回の調査で得られた情報からは回収命令の対象製品に係る報告を除き、これに該当する場合と直ちに判断できるものはないかった
- 消費者庁では、「機能性表示食品を含む検討会」を設置し、報告書を取りまとめ

③ その他の取組

- 日本腎臓学会を通じて得られた189症例の病像の把握に取り組み、以下の事実を公表
 - 採取開始時期や採取期間の具現化にかからず、初診日は令和5年12月から令和6年3月に集中していること（大阪市が5月15日時点で解析した2050症例についても同様の傾向）
 - 患者の約8割は対象製品の摂取を中止することで症状が改善する傾向があること
 - 各種検査結果及び腎生検の結果から、近位尿管の障害が生じたことが推測されること

① 健康被害の情報提供の義務化

- 事業者の責任において機能性関与成分によって健康維持・増進に資する特定の保健目的が期待できる旨を表示し、反復・繰り返して表示されることが見込まれる機能性表示食品について、事業者（届出者）は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したうに限る。）を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁監視及び都道府県知事等（※）に情報提供することとし、食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする
 - （※）都道府県知事、輸出所を設置する市町村又は特別区の区長
- 提供規則については、重複等に対応した明確なルールを設ける
- 食品表示法に基づき、これらを遵守しない場合は機能性表示を行わないよう指示・命令する行政措置が可能
- 食品衛生法に基づく食品衛生法施行規則においては、食品全般について、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した業者は都道府県知事等に情報提供するよう努めなければならないとされているが、機能性表示食品を製造・販売する業者（届出者）に対しては、都道府県知事等への情報提供を、食品衛生法施行規則において義務付ける
- 情報提供の義務化により、違反した場合は食品衛生法に基づいて業者の禁止・停止の行政措置が可能
- 都道府県知事等に提供された健康被害の事例については、引き続き、厚生労働省に契約し、医学・疫学的に分析・評議を行った上で、定期的に結果を公表

② 機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

（1）GMP（※1）の要件化

- 製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、機能性表示を行なうサプリメント（※2）についてはGMPに基づく製造管理を食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする
- 届出者が自己点検するとともに、必要な体制を整備した上で消費者庁が食品表示法に基づく立入検査等を行う

（※1）既存の機能性関与成分の届出時に要するガイドラインにおいては、サプリメント形状の加工食品とは、「本研究の著用上、天然由来の抽出物であって分量、構成を一定の割合で配合するもの又は化学的合成物を算料とする既存の、又は新規の形状である商品」を指す」とされている。

（2）その他機能性の確認のための措置

- 新規の機能性関与成分に係る機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について科学的知見を有する専門家の意見を聞く仕組みの導入等、消費者庁における届出時の確認をより慎重に行なう手段（既存の提出期限の特例）を食品表示基準に明記
- 届出後の定期的な自己評価・公示など、届出後の遵守事項の遵守を要件化
- PRISMA2020の準則について令和7年4月からの新規届出から導入
- 事務チェックのための買上げ事業の対象件数の範囲
- 特定保健用食品（トクホ）との違いや担取上の注意事項の記載方法などの表示方法や表示位置などの方式の見直し

③ 情報提供のDX化、消費者教育の強化

① 国と地方の役割分担

- 複数の重複例又は多例の健康被害が短時間に発生するなど緊急性の高い事案であって、食品の流通形態などから広域にわたり健康被害が生じるおそれがあり、全国的な対応が求められるもののうち、健康被害の発生頻度が不高であり、その特定のために高度な調査が必要だと国が判断した事案については、都道府県等と連携しつつ、必要に応じて国が対応する

食品表示基準の改正について、消費者委員会への諮詢やパブリックコメントなど既存の手続を経て、可及的速やかに公布し、届出者の準備期間を短縮するための周知期間を設けた上で円滑に施行（食品衛生法施行規則の改正も同時に公布・施行）

III 今回の事案を踏まえた更なる検討課題

- 健康被害の原因究明を進めつつ、科学的な必要性がある場合には、本件及び同一の事案の発生を防止するための食品衛生法上の規格基準の創定や衛生管理措置の徹底を検討する
- 特定保健用食品（トクホ）についても、IIの1及び2（1）と同様の措置を許可制度の運用上講ずることを速やかに検討する
- 機能性表示食品制度に対する信頼回復に向けた届出者による表示の規制化等の自主的な取組を促進する
- 食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに附する規制の在り方、許可業種や基準許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進める ※平成30年の改正食品衛生法において施行後5年（令和7年6月）を目途とした検討規定が設けられている

プラスチック汚染対策の取組①

- 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を、2019年G20大阪サミットで日本が提唱。（現在87か国・地域が共有）

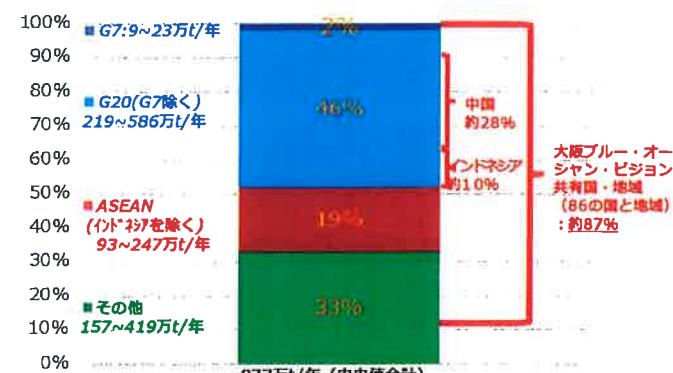
プラスチックごみ流出量の現状

＜国別流出量（2010年推計値）＞

1位	中国	132～353万トン／年
2位	インドネシア	48～129万トン／年
3位	フィリピン	28～75万トン／年
4位	ベトナム	28～73万トン／年
5位	スリランカ	24～64万トン／年
6位	タイ	15～41万トン／年
7位	エジプト	15～39万トン／年
8位	マレーシア	14～37万トン／年
9位	ナイジェリア	13～34万トン／年
10位	バングラデッシュ	12～31万トン／年
20位	アメリカ	4～11万トン／年
30位	日本	2～6万トン／年

合計478～1275万トン／年

＜国別流出割合＞



*割合は流出量(推計)の中央値で計算(2010年)
 (出典) Jambeckら : Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)
 ※大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有国・地域の割合は、共有国・地域の过大に伴い約48%(G20合計)から約87%に増加。
 ※国際的に一致した統計は存在しない。

＜海洋中の累積量＞



このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量よりも多くなるとの試算も。

※推計に用いた仮定
 ●プラスチックの生産量が、毎年5%増加
 ●生産量(2015年は3.22億トン)の約3%が海に流出

- 2019年G20大阪サミットでは、
 - ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築・インフラ整備等を支援していく旨表明。
 - ・「マリーン・イニシアティブ」（①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーションの推進、④途上国的能力強化を支援）の下で、2025年までの廃棄物管理人材1万人の育成を約束。（現時点で17,000人以上を育成）
- 2023年のG7広島サミットでは、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることへのコミットを確認。



2022年国連環境総会：条約交渉開始の決定

- 社会でのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、各国の状況を考慮した上で包括的なライフサイクルアプローチで対処する条約を作るための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までに作業完了を目指す旨の決議を採択。

（参考：骨太の方針2023）

日本の技術を活用し、2040年までの追加的プラスチック汚染ゼロとの野心の達成に向けて多数国による条約の策定交渉等を主導する。